

## 平成26年対応方針のフォローアップの状況（「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの）

### ① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

#### (1) 医療・福祉

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲	厚生労働省	厚生労働省が設定する各臨床研修病院における研修医の募集定員については、都道府県が希望する場合には、直近の研修医採用実績を踏まえ設定される都道府県の調整枠に加え、人口、医学部入学定員、地理的条件等に応じ設定される基礎数も含めて、当該都道府県が各臨床研修病院に配分できるようにする方向で検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○対応済み 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（平成27年3月31日医政発0331第41号）を発出し、平成27年度から、希望する都道府県は各臨床研修病院へ配分できることとした。

#### (2) 教育・文化

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	文部科学省	教育課程特例校の指定（施行規則55条の2、79条、85条の2及び132条の2）については、学校における翌年度の教育課程の編成に支障が生じないように、前年度の12月を目途に地方公共団体に通知することとする。 また、指定権限の地方公共団体への移譲について、地方公共団体の意見も踏まえて課題等を精査した上で検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○平成27年度の指定については、平成26年12月24日付けで指定書を発出。平成28年度以降の指定についても同様に行う予定 ○指定権限の地方公共団体への移譲については、教育内容の質を確保しつつ、教育課程特例の実施を設置者において決定できるように検討中

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(3) 環境・衛生

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>総合衛生管理製造過程の承認等における事務・権限の移譲</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>総合衛生管理製造過程の承認等については、地方分権の観点及び食品の安全性の確保を図る観点から、現在、地方厚生局が行っている承認等を含め、制度の在り方について検討し、平成27年中に結論を得る。</p>	<p>○食品衛生法（昭22法233） 総合衛生管理製造過程の承認等（承認の更新を含む。以下同じ。）については、国と都道府県等との連携強化を図るため、食品等事業者から国に対し承認等の申請があった際、都道府県等に情報提供を行うとともに、都道府県等が希望する場合には、都道府県等の行う営業許可等に係る監視指導に併せて国の承認等に係る立入調査を実施する。あわせて、都道府県等が進めている条例に基づくHACCP（危害分析・重要管理点方式）の管理運営基準に係る食品等事業者への指導の円滑な実施を図るため、HACCPの指導に係るチェックリストの作成、都道府県等の食品衛生監視員への講習会の実施等の支援を、平成27年度から継続的に行う。</p>

# 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

## ① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

### (3) 環境・衛生

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
指定検査機関（食鳥検査法の指定検査機関）の指定等の権限移譲	厚生労働省	指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲する方向で検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平2法70） 指定検査機関の指定及び監督については、都道府県、保健所設置市及び特別区に移譲する。
複数の都道府県にまたがる事業協同組合の認可権限の都道府県への移譲	農林水産省 経済産業省	事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○中小企業等協同組合法（昭24法181） ○中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185） 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限（二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方農政局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、政令を改正し、都道府県に平成29年中に移譲する。

# 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

## ① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

### (3) 環境・衛生

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲</p>	<p>環境省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、<u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平12法116） 食品廃棄物等多量発生事業者が主務大臣に提出する定期報告（9条）については、国と地方公共団体が連携して地域ごとの食品循環資源の再生利用等を促進するため、都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量について報告を求めるよう、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令を改正する。 [措置済み]</p>
<p>資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲</p>	<p>環境省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、<u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>○資源の有効な利用の促進に関する法律（平3法48） 地方公共団体における資源の有効な利用の促進を図るため、法の施行状況（副産物発生量、取組事例等）に関する調査結果の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>

# 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

## ① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

### (3) 環境・衛生

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲</p>	<p>環境省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省</p>	<p>特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、<u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平7法112） 容器包装多量利用事業者が主務大臣に提出する定期報告（7条の6）については、地方公共団体との協力事例等を含め、分かりやすい形で公開又は地方公共団体への情報提供を平成28年度から行う。あわせて、指定法人（21条）が特定事業者（11条3項）の委託を受けて行う分別基準適合物の再商品化（22条）に関する情報の活用について、地方公共団体に平成28年度中に周知する。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(3) 環境・衛生

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲</p>	<p>環境省 経済産業省</p>	<p>小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、<u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>○特定家庭用機器再商品化法（平10法97） 再商品化等の認定（23条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再商品化等を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(3) 環境・衛生

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲</p>	<p>環境省 経済産業省</p>	<p>自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、<u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>○使用済自動車の再資源化等に関する法律（平14法87） 使用済自動車の再資源化等については、国と地方公共団体の連携強化により適正なリサイクル等の確保を図るため、自動車リサイクル促進センターにおける、自動車リサイクルシステムを活用した情報提供に係る検討結果を踏まえ、国、地方公共団体及び関係機関の情報共有を推進する方向で必要な措置を平成28年度中に講ずる。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(3) 環境・衛生

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲</p>	<p>環境省 経済産業省</p>	<p>認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、<u>原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平24法57） 再資源化事業計画の認定（10条）を受けた施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）に係る事務の効果的な執行に資する情報を関係地方公共団体に確認の上、再資源化を行う工程に係る情報等を当該地方公共団体に平成28年中に通知する。あわせて、国と地方公共団体の連携強化を図るため、互いの行政処分に係る情報を共有する仕組みを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて当該仕組みを構築する。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(4) 産業振興

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲	総務省 経済産業省	創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、 <u>原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	年度毎の認定計画の実績や計画認定の進捗等について、現在の制度枠組みを含めた検証を来年1月から3月に実施予定

# 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

## ① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

### (4) 産業振興

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲</p>	<p>経済産業省 警察庁 金融庁 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省</p>	<p>特定事業者等（事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。）に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、<u>平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成27年5月及び8月の省エネルギー小委員会において、都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について検討し、今後整理が必要な事項として、「執行体制の構築」、「人材の確保」、「措置の公平性」、「情報の取り扱い（目的外使用の禁止等）」及び「国における関与（並行権限の保持）」について検討を進めていくこととなった。整理が必要とされた内容について、同8月に提案団体に対して質問表を送付し、10月の工場等判断基準WGにおいて、当該回答を精査して方向性を整理した。12月開催予定の省エネルギー小委員会において検討予定</p>

# 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

## ① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

### (4) 産業振興

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>商工会議所に係る経済産業大臣の認可権限の都道府県知事への移譲</p>	<p>経済産業省</p>	<p>商工会議所に係る設立の認可、定款変更の認可等の事務・権限については、関係団体の意見及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平26法51）38条の施行状況等を踏まえつつ、実施主体の在り方について平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>法律の施行状況を確認などし、日本商工会議所を通じて確認した各地の商工会議所の意見（反対意見多数）を総合的に検討し、移譲は困難と判断</p>
<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定権限等の移譲</p>	<p>経済産業省</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。</p>	<p>○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平23法108） 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等（6条）については、適切な土地利用と地域社会との共生を図るため、立地規制等の遵守を確保する上で当該規制権限を持つ地方公共団体として必要な認定申請情報を取得できるよう、また、事業者が他法令を遵守していない場合に、国が地方公共団体と連携して一定の措置を講じられるよう、制度又は運用を平成28年中に見直す。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

(5) 運輸・交通

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>ホテル及び旅館の登録制度の在り方については、旅行者及び業界の意向やニーズを調査し、その結果等を踏まえ、抜本的な見直しも視野に入れて検討を行い、<u>平成27年中に結論を得る</u>。</p>	<p>○国際観光ホテル整備法（昭24法279） ホテル及び旅館の登録制度については、旅行者及び業界の意向やニーズの調査の結果及び外国人旅行者の増加などの観光産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、その在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

# 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、 平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

## ① 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

### (6) その他

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>移動通信用鉄塔整備事業に係る財産処分の届出受理権限の移譲</p>	<p>総務省</p>	<p>財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見を踏まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産処分の範囲等の検討を進め、<u>平成27年中に結論を得る</u></p>	<p>対象とする財産処分の範囲等について、市町村の意向確認を含め都道府県へ再度の意見聴取を実施中であり、その結果を取りまとめ、平成27年中に結論を得る。</p>
<p>法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲</p>	<p>法務省</p>	<p>不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付事務（不動産登記法119条及び120条、商業登記法10条及び12条）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平18法51）に基づく民間委託との関係や行政の効率化の観点に留意しつつ、登記所等が遠隔地に所在し利用が困難な地域の希望する市町村において、登記事項証明書等の交付を受けられるようにするなど、住民サービスを改善する方策について検討を進め、<u>平成27年中に結論を得る</u>。</p>	<p>住民サービスの改善方策として、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間委託により登記事項証明書等の交付事務を実施する民間事業者が、希望する地方公共団体の地域において、費用の負担など当該地方公共団体の協力の下、法務局証明サービスセンターを設置・運営することを可能とした。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**② 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等**

**(1) 土地利用**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
一部に国県道を含んで都市計画決定された市町村道に係る変更権限の市町村への移譲	国土交通省	一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、都市計画の変更の際に合理的な対応ができるよう、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて運用方法を検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	<p>○都市計画法（昭43法100）</p> <p>一般国道又は都道府県道と市町村道で構成される一の路線の都市計画道路を変更する場合の決定主体については、原則として変更箇所に係る決定権者が都市計画を決定できることを明確化し、地方公共団体に通知する。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(1) 土地利用**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	総務省 農林水産省 国土交通省	都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○対応済み 平成27年5月、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議の手続きを通知するに際して、事前協議を廃止
都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止 (※資料5に記載)	農林水産省	法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○森林法（昭26法249） 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議（26条の2第4項2号）については、同意を要しない協議とする。

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(1) 土地利用**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
都市公園の占用期間の条例委任	国土交通省	地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設（施行令12条10号）に係る占用期間（施行令14条3号）の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○都市公園法（昭31法79） 地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設（施行令12条10号）に係る占用期間（施行令14条3号）については、政令を改正し、平成28年度中に延長する。
駐車場法施行令の見直し	国土交通省	路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項（施行令7条1項1号）及び換気装置の設置基準（施行令12条）については、制度の運用実態を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○駐車場法（昭32法106） 路外駐車場の自動車の出口及び入口に関する技術的基準のうち、児童公園からの距離に関する事項（施行令7条1項1号）については、考慮すべき児童公園の取扱いについて平成27年度中に明確化し、周知するとともに、換気装置の基準（施行令12条）については、政令を改正し、平成28年度中に換気装置の基準を緩和する。

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(1) 土地利用**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p><b>開発許可の技術的細目に係る条例の自由度の拡大</b> (※資料5に記載)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準（施行令25条6号）については、制度の運用実態や地方公共団体等の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける下限面積を条例に委任することを含めて見直しを検討し、<u>平成27年中に結論を得る</u>。</p>	<p>○都市計画法（昭43法100） 開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置を義務付ける下限面積に係る基準（施行令25条6号）については、政令を改正し、0.3ヘクタール以上の一定の範囲において条例（制定主体は都道府県及び市町村）で定めることができることを平成28年度中に可能とする。</p>
<p><b>都市計画の軽易な変更の見直し</b> (※資料5に記載)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項（施行規則13条の2）については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、<u>平成27年中に結論を得る</u>。</p>	<p>○都市計画法（昭43法100） 市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項（施行規則13条の2）については、「道路」、「都市高速鉄道」及び「公園・緑地」に関する都市計画に関して、省令を改正し、軽易な変更とされる事項を平成28年度中に追加する。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(1) 土地利用**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止</p>	<p>国土交通省</p>	<p>町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>○都市計画法（昭43法100）                  町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19条3項（21条2項で準用する場合を含む。））については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(2) 農業・農地**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p><b>農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和</b></p>	<p>農林水産省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域（2条1項）に係る人口要件（施行令3条）の緩和を含めて見直しを検討し、<u>平成27年中に一定の結論を得る。</u></p>	<p>有識者による検討会を開催し、実現方策を検討中</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(3) 医療・福祉**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p><b>社会医療法人の認定要件緩和・拡充</b></p>	<p>厚生労働省</p>	<p>社会医療法人の認定（42条の2第1項）については、以下の方向で認定要件の緩和について検討し、<u>平成27年度中の実施を目指す</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二の都道府県において病院及び診療所を開設する医療法人について、全ての医療機関が一の二次医療圏及び隣接する市町村に設置されている場合には、当該二の都道府県の医療計画に必要な事項が記載されていること等を要件として、当該病院において救急医療等確保事業を実施することにより、社会医療法人として認定できることとする。</li> <li>・へき地の医療の確保に必要な事業に係る業務の基準として、へき地診療所への医師の派遣等の要件について、へき地医療拠点病院への医師の派遣及び当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の派遣等についても加え、社会医療法人として認定できることとする。</li> </ul>	<p>○対応済み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法（昭和23年法律第205号）の改正法案を平成27年通常国会に提出し、平成27年9月に成立・公布</li> <li>・医療法施行令（昭和23年政令第326号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の改正を行う予定</li> <li>・医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号）を平成27年3月31日付けで改正</li> </ul>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(4) 雇用・労働**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく改善計画の都道府県の認定の廃止</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>介護事業主が策定する改善計画の認定（8条）の廃止を含め、介護労働者の労働環境の改善による魅力ある職場づくりに向けた実効性のある仕組みについて、地方の意見も踏まえつつ検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>都道府県の介護関係者の意見を照会・とりまとめ中であり、12月中旬に結論を得る。</p>
<p>認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準の緩和</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>認定職業訓練助成事業については、訓練生の人数要件の緩和を含め、制度の活性化について検討し、<u>平成27年中に結論を得る。</u></p>	<p>○対応済み 「平成27年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準について（平成27年4月10日能発0410第5号）」を発出し、訓練生の人件要件を緩和</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(5) 教育・文化**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
<p>要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等・医療費・学校給食費）について、市町村への交付金化による事務の合理化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>平成27年</u>中に結論を得る。</p>	<p>平成28年度予算編成過程において、単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討中</p>
<p>特別支援教育就学奨励費補助金（小学校及び中学校分）について、市町村への交付金化による事務の合理化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、<u>平成27年</u>中に結論を得る。</p>	<p>平成28年度予算編成過程において、単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討中</p>

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(6) 土木・建築**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
公営住宅における寡婦（夫）控除のみなし適用	国土交通省	入居者の収入の算定（施行令1条3号）上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、 <u>平成27年中に必要な措置を講ずる。</u>	○対応済み 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）を改正し、平成27年10月16日公布、平成28年10月1日施行
河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	国土交通省	流水占用料等の徴収方法（施行令18条2項1号）については、都道府県の意見を踏まえて条例委任について検討を進め、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○河川法（昭39法167） 流水占用料等の徴収方法（施行令18条2項1号）については、政令を改正し、条例（制定主体は都道府県）で複数年度分を一括徴収することを平成28年中に可能とする。
公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	国土交通省 環境省	公共下水道又は流域下水道の設計若しくは工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件（施行令15条及び15条の3）のうち技術上の実務従事経験について、下水道管理をめぐる状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようにするとともに、下水道に関する経験を緩和する方向で検討を行い、 <u>平成27年中に必要な措置を講ずる。</u>	○対応済み 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）を改正し、平成27年10月7日公布、平成27年10月21日施行

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(7) 運輸・交通**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	国土交通省	地域限定旅行業を営む地方公共団体については、営業保証金の供託義務（7条1項）及び旅行業務取扱管理者の資格要件（11条の2第5項）の在り方について検討し、 <u>平成27年中に結論を得る。</u>	○旅行業法（昭27法239） 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲（施行規則1条の2）、営業保証金の供託義務（7条1項）及びその額（施行規則7条）並びに旅行業務取扱管理者の資格要件（11条の2第5項）の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

**「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、  
平成27年（度）中に「結論を得る」等とされたもの**

**③ 義務付け・枠付けの見直し等**

**(8) その他**

提案名	関係省庁	対応方針の内容	対応状況の概要
地方債協議制度から届出制度への移行	総務省	地方債の発行に関する国の関与の在り方（5条の3等）については、地方公共団体、市場関係者等の意見を踏まえ、地方債の信用維持等の観点に留意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進め、 <u>平成27年度中に結論を得る。</u>	平成26年11月から開催している地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会の報告書を取りまとめ中
定住自立圏構想推進要綱に定める「中心市」の要件の緩和	総務省	定住自立圏構想における中心市の要件については、連携中枢都市圏構想における連携中枢都市の要件の考え方も参考に検討を進め、 <u>平成27年度中に結論を得る。</u>	「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」での議論を経て、本項目について平成27年度中に結論を得る。